



老後の備えとして

農業者年金へご加入ください！

農業者年金のメリット

- ★1 農業者の方ならどなたでも加入できます！
- ★2 終身年金です！万一、80歳前に亡くなられた場合でも80歳までの保証付き！
- ★3 保険料の額は自由に設定できます！（月額2万～6万7千円）
- ★4 支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象になります！その他、税制面の優遇措置あり！
- ★5 積立てられた保険料は、長期的に安定した運用が工夫されています！
- ★6 保険料の補助を受けられる人もいます！

詳しい内容は、中をご覧ください。



市町村農業委員会・JA
山梨県農業会議・JA山梨中央会

お気軽にご相談ください。

★1 農業者の方ならどなたでも加入できます！



- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事する方
- ③ 20歳以上60歳未満の方

①～③を全て満たす方であれば、**経営主・後継者・配偶者等どなたでも**加入できます。いつでも加入（60歳になる月の前月まで）・脱退ができます。

脱退した場合、これまで積立てた保険料は将来年金として受給できます。

農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金へ加入する必要があります。（付加保険料月額400円・強制適用の届出）市町村国民年金課（係）へお問い合わせください。

★2 終身年金です！

万一、80歳前に亡くなられた場合でも80歳までの保証付

農業者年金は**一生涯受給**できます。老後の定期的な収入が確保されます。

基本的には65歳から年金をもらうことができますが、60歳から年金をもらうことも可能です。

万一加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳まで受け取れるはずであった年金（自分が積立てた分等）が**死亡一時金**として遺族に支払われます。

★3 保険料の額が自由に設定できます！（月額2万～6万7千円）

保険料は、月額2万円～6万7千円の間で1,000円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

経営や生活にゆとりがない時は少ない保険料を選択し、多少ゆとりが出てきた時は多い保険料を選択して将来に備えるといった、農業経営の状況や老後設計に合わせて保険料の額を決められます。

年金額の試算

〈保険料月額2万円・3万円で通常加入、運用利回り2.43%の場合〉（平成29年5月加入時点）

| 加入年齢 | 納付期間 | 保険料月額2万円の場合 | | | 保険料月額3万円の場合 | | |
|------|------|-------------|--------|--------|-------------|--------|--------|
| | | 本人負担分 | 男性（年額） | 女性（年額） | 本人負担分 | 男性（年額） | 女性（年額） |
| 20歳 | 40年 | 960万円 | 74万円 | 62万円 | 1,440万円 | 111万円 | 93万円 |
| 30歳 | 30年 | 720万円 | 49万円 | 41万円 | 1,080万円 | 74万円 | 62万円 |
| 40歳 | 20年 | 480万円 | 29万円 | 24万円 | 720万円 | 44万円 | 36万円 |
| 50歳 | 10年 | 240万円 | 13万円 | 11万円 | 360万円 | 19万円 | 16万円 |

●この試算は、65歳までの運用利回りが2.43%、65歳以降の予定利率が0.2%となった場合の試算です。運用利回り2.43%は制度発足以降の10年間の運用利回りの平均です。予定利率0.2%は農林水産省告示（H29.4.1施行）により定められている率です。

●年金額は65歳裁定における年額です。65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合を根拠として試算した受取年額です。女性は男性よりも平均余命が長いので、その分年額は少なくなります。

★4 支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象になります！

支払った保険料は、**全額（最高年額80万4千円）社会保険料控除の対象**となり、所得税・住民税が節税になります。支払った保険料の15～30%程度の大きな節税効果です。↔ 民間の個人年金の社会保険料控除は上限5万円です。

ex : 農業者Xさん・課税所得150万円（税率15%）の場合

A : 農業者年金に**未加入**の場合の税額
 $150万円 \times 15\% = 22万5千円$

B : 農業者年金に**加入**の場合の税額
（保険料月額2万円、年額24万円）

$(150万円 - 24万円 = 126万円) \times 15\%$
 $= 18万9千円$

➡ A - B = **3万6千円が節税**になります！

また、**農業者年金の運用によって得られた運用益も非課税**です！

↔ 一般の預貯金等の利息には20%が課税されます。

さらに、**将来受け取る年金は公的年金等控除が適用**されます！

（65歳以上であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税です。）

保険料支払いによる節税効果（所得税・住民税）の試算

| 税率 | 保険料の額が | | |
|-----|----------------------|----------------------|--------------------------|
| | 月額2万円 (年額24万円)の場合 | 月額5万円 (年額60万円)の場合 | 月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合 |
| 15% | 36,000円 | 90,000円 | 120,600円 |
| 20% | 48,000円 | 120,000円 | 160,800円 |
| 30% | 72,000円 | 180,000円 | 231,200円 |

★5 積立てられた保険料は、長期的に安定した運用が工夫されています！

保険料などの年金資産は、**農業者年金基金によって安全かつ効率的な運用**をしています。

万が一65歳の年金裁定時に運用の結果がマイナスになってしまった場合でも、運用益の一部からマイナス部分を補う仕組みになっています。

この他にも、**農業者年金は加入者の方から手数料をいただいております**（国が負担）ので、その分多くの運用益を得ることができます。

毎年6月頃、加入者全員に自分の積立てた保険料額やその運用益がどうなっているのかを「付利通知」でお知らせしています。

★6 保険料の補助を受けられる人もいます！

① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる方

② 農業所得（配偶者、後継者は支払を受けた給料等）が900万円以下の方

①・②を満たす方で、下記の区分1～5のいずれかに該当する方は、**最長20年間**、保険料の補助が受けられます。

* 補助が受けられる期間は、(a) 35歳未満の方…最長20年間 (b) 35歳以上の方…最長10年間

| 区分 | 必要な条件 | 国庫補助額 | |
|----|---|-------------|------------|
| | | 35歳未満 | 35歳以上 |
| 1 | 認定農業者で青色申告者 | 10,000円(5割) | 6,000円(3割) |
| 2 | 認定就農者で青色申告者 | 10,000円(5割) | 6,000円(3割) |
| 3 | 区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者 | 10,000円(5割) | 6,000円(3割) |
| 4 | 認定農業者または青色申告者の何れか一方を満たす方で、3年以内に両方を満たすことを約束した者 | 6,000円(3割) | 4,000円(2割) |
| 5 | 35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者 | 6,000円(3割) | — |

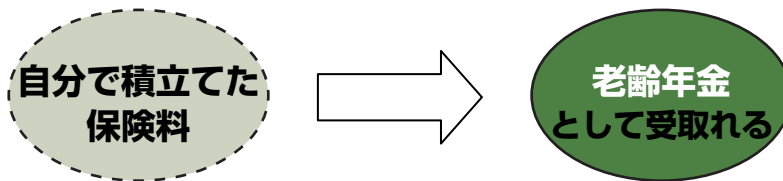
保険料は2万円で固定されます。

加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額です。

☆この場合、受け取ることができる年金は…？

●自分で積立てた保険料分は、基本的に65歳から年金として受け取ることができます。

(60歳から受給可)



●保険料の補助を受けた分は、**経営継承(*)**をすることで年金として受け取ることができます。

(60歳から受給可)

経営継承(*)

後継者や第三者へ農地などの権利の設定や移転等を行い、**農業経営から引退すること。**



ただし、区分3で保険料の補助を受けた方は、「**家族経営協定の破棄**」

という経営継承で、補助部分の年金を受け取ることができます。

(農地等を所有していないこととします。)



(H29.6月作成)